

令和2年度 地方自治法研修 実施要領

- 1 目的 地方自治法の基礎的知識から、法の解釈・運用まで幅広く学習し、地方自治の本旨を理解する。
- 2 対象 全職員
- 3 定員 48人
- 4 日程 令和2年11月20日（金）
- 5 会場 高知県自治会館2階 こうち人づくり広域連合研修室（高知市本町4丁目1-35）
- 6 持参物 職場でお使いの名札

カリキュラム		時間	講師
9:00	1 地方自治の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・自治ということ ・分権時代の自治体のあり方 	7.0	明治大学政治経済学部・地域行政学科長 教授 牛山 久仁彦 （うしやま くにひこ） 〔略歴〕 1984年 中央大学法学部卒業 中央大学大学院、明治大学大学院などを経て、 1998年 愛知大学法学部専任講師 1999年 愛知大学法学部助教授 2001年 明治大学政治経済学部助教授 2006年 明治大学政治経済学部教授 ○日本政治学会理事、日本行政学会理事、日本地方自治学会理事、神奈川県総合計画審議会副会長、都市分権政策センター委員などを務める。 ○著書 自治・分権と地域行政（芦書房・2020年）編著 地方自治論-変化と未来-（法律文化社・2018年）共著 国家と社会の政治・行政学（芦書房・2016年）編著 ほか
}	2 日本国憲法と地方自治 <ul style="list-style-type: none"> ・憲法による自治権保障 ・自治法の基本的な構造 ・二元代表制と自治体 ・自治行政権と自治立法権 		
	3 地方分権の推進と自治法 <ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革による法的整理 ・機関委任事務の廃止と地方自治 		
17:00	4 まとめ <ul style="list-style-type: none"> ・分権時代にふさわしい自治体行政へ 		

<担当者から>

地方公共団体の職員として、当然知っていなければならない“地方自治法”。ちょっと苦手だなと思っているあなた、牛山講師の研修は、なんとなく苦手と思っている方こそ（もちろん、もっと勉強したい方も）受けていただきたい内容です。

こうち人づくり広域連合 担当：井上 隆司

高知市本町4丁目1-35 高知県自治会館4階
 TEL：088-873-0333
 FAX：088-872-7716
 E-mail：kouiki@kochi-hitozukuri.or.jp
 HP：http://www.kochi-hitozukuri.or.jp